

講義録レポート

講義録コード

03-20-1-04-[5] - [0] [8]

講 座	税 理 士	科目	所得税法
目標年	2020年合格目標	テキスト	N o . (5)
コース	ベーシック	回 数	第 (8) 回
用 途	ビデオブース WEB通信 ・ DVD通信 ・ 資料通信 W e b フォロー ・ 音声DLフォロー		

収録日	2019 年	1 月	28 日
講師名	信澤 奈津美 先生	板 書	1 枚 ※レポート含まず
		その他	6 枚 (名称/該当教材) ご受講の皆様へ(1枚)、 外国税額控除 (5枚) (名称/該当教材)
		ご案内	1 枚 各種テスト集計発表予定

	講義 実力テスト解説
授業構成	
実施 テスト	【 】ミニテスト テキストNo.(5)第(8)回 【 ●】実力テスト 【 】その他 () 【 】なし 実施時間 (120) 分 テストでの正誤 【 】あり 【 ●】なし 【 】問題 【 】解答用紙 【 】解答解説
使用教材	【 】基本テキスト No.() 該当ページはテキスト内の コントロールタワーをご覧ください 【 】トレーニング No.() 【 ●】理論マスター 【 】理論ドクター 【 】ポイントチェック 【 】その他()
配布教材	【 】基本テキスト No.() 【 】理論マスター 【 】トレーニング No.() 【 】理論ドクター 【 】トレーニングシート No.() 【 】その他() 【 】ポイントチェック 【 】その他() 【 ●】テスト帳合レジュメ 《講義録添付なし》 (復習フォローシート) 【 】別途配布レジュメ 《講義録添付あり》 ()
備考	* ビデオブースにてご視聴の方へ 正確な講義時間につきましては、DVDケースの背表紙下に記載されていますので適宜ご確認ください。 (例) ①51 記載の場合、前半講義 51分 (答練・演習の場合は、解説もしくは事前講義 51分を表します) 理論マスター7ー4外国税額控除（4～6）の解説をしました。 ※動画では、外国税額控除額の還付（p160）、所得税額 100となっていますが、正しくはp60、150となります。 講義録に添付した板書は修正後の数値で作成を行いました。ご迷惑をお掛けして、大変申し訳ありません。（信澤）

この講義録の著作権は、TAC株式会社または権利者に帰属しており、当社に無断で複製、改変、転載、転用、インターネット上にアップロードする等の著作権を侵害する行為は法律によって禁止されています。

T A C 税理士講座

所得税法ベーシックコース ご受講の皆様へ

いつも講義をご受講いただき、ありがとうございます。担当講師の信澤です。

今回ご受講いただいたテキスト No 5 第 8 回において黒板に記載した内容に誤りがあり、講義録においてはそれを修正いたしました。

「外国税額控除の還付」の解説において、黒板 2 行目「所得税額 100」という部分は、正しくは「所得税額 150」だったのですが、講義内で 3 か所、誤った 100 という数字を使って説明してしまった部分がございます。

下記の通り、内容を訂正させていただきます。

※時間は、動画・音声の再生時間です※

00:22:12“

(誤) 今年の税額は 100 しかないのに、外国税額控除額は 200 になった

(正) 今年の税額は 150 しかないのに、外国税額控除額は 200 になった

00:22:36“

(誤) 今年の所得税額が 100 しかなくて、外国税額控除額が 200、差引したらマイナスになる。

(正) 今年の所得税額が 150 しかなくて、外国税額控除額が 200、差引したらマイナスになる。

00:23:16“

(誤) $100 - 200 = -100$ それを返してくれるという規定です。

(正) $\underline{150} - 200 = \underline{-50}$ それを返してくれるという規定です。

内容についてご質問がございましたら、i-support の質問メール又は水曜日夜の東京の質問電話を私が担当しておりますので、いずれかでお問い合わせください。

この度は、ご迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。

引き続きのご受講を、どうぞよろしくお願いいたします。

信澤奈津美

48-2 外国税額控除

居住者（非永住者以外の居住者）は、すべての所得について所得税が課税される。
そこで、国外源泉所得に対する国際間の二重課税を調整するために設けられている。

1 内 容（法95①、復財法14）

居住者が各年において外国所得税を納付することとなる場合には、申告を要件に、次により計算した金額をその年分の所得税の額から控除する。

1 所得税の外国税額控除

- (1) 外国所得税額
- (2) $\text{配当控除及び措置法の税額控除後の算出税額} \times \frac{\text{国外所得総額}}{\text{合計所得金額}} \left(\frac{100}{100} \text{を限度} \right)$
- (3) (1)と(2)のいずれか低い金額

2. 復興特別所得税の外国税額控除（上記1(1) > 1(2)の場合）

- (1) 外国所得税額 - 所得税の控除限度額（上記1(2)）
- (2) $\text{復興特別所得税額} \times \frac{\text{国外所得総額}}{\text{合計所得金額}} \left(\frac{100}{100} \text{を限度} \right)$
- (3) (1)と(2)のいずれか低い金額

※ 外国所得税とは、外国又はその地方公共団体により、所得を課税標準として課される税で、附帯税は含まない（令221）。

※ 外国所得税額を事業所得等の必要経費に算入した場合には、適用はない。

※ 外国公社債の利子等、外国株式の配当等の外国所得税は、総合課税又は申告分離課税とされる場合に適用がある。

設 例

次の資料に基づき、本年分の外国税額控除額を計算しなさい。

- (1) 差引所得税額 1,000,000円 (外国税額控除前の所得税額)
 (2) 復興所得税額 21,000円
 (3) 国外所得総額 500,000円 (国外所得総額に係る外国所得税額 60,000円)
 (4) 合計所得金額 10,000,000円

解 説

摘 要	金 額	計 算 過 程 (単位：円)
算 出 税 額	×××	
税 額 控 除 額	×××	
差 引 所 得 税 額	1,000,000	
復興特別所得税の額	21,000	
所得税及び復興特別 所 得 税 の 額	1,021,000	
外 国 税 額 控 除 額	51,050	1 所得税の外国税額控除額 (1) 60,000 (2) $1,000,000 \times \frac{500,000}{10,000,000} = 50,000$ (3) (1) > (2) ∴ 50,000 2 復興特別所得税の外国税額控除額 (1) $60,000 - 50,000 = 10,000$ (2) $21,000 \times \frac{500,000}{10,000,000} = 1,050$ (3) (1) > (2) ∴ 1,050 3 1 + 2 = 51,050
源 泉 徴 収 税 額	×××	
申 告 納 税 額	×××	

設 例

次の資料に基づき、本年分の所得税及び復興特別所得税の納付税額を計算しなさい。

本年分の課税総所得金額は6,200,000円であるが、この金額には、国内の取扱者を経由して支払を受けた非上場外国株式の配当金500,000円（税引前の金額）が含まれており、これに係る外国所得税額は25,000円、源泉徴収税額は96,995円である。

また、本年分の合計所得金額は8,100,000円である。

※ 課税総所得金額 330万円超695万円以下の税率 20%（控除額 427,500円）

解 説

摘 要	金 額	計 算 過 程（単位：円）
算 出 税 額	812,500	$6,200,000 \times 20\% - 427,500 = 812,500$
差 引 所 得 税 額	812,500	
復興特別所得税の額	17,062	$812,500 \times 2.1\% = 17,062$
所得税及び復興特別 所 得 税 の 額	829,562	
外 国 税 額 控 除 額	25,000	(1) 25,000 (2) $812,500 \times \frac{500,000}{8,100,000} = 50,154$ (3) $(1) \leq (2) \therefore 25,000$
源 泉 徴 収 税 額	96,995	
申 告 納 税 額	707,500	（百円未満切捨）

※ 本問のように、所得税の控除限度額が外国所得税額を~~下回る~~^{上回る}場合には、所得税だけで外国税額控除が完結し、復興特別所得税については外国税額控除を計算する必要はない。

トレーニング 問題17、18

3 繰越控除（法95②、③）

1 控除限度額の繰越

その年分の控除限度額がその年分の外国所得税額を超えるときは、その超える部分の金額（繰越控除限度額）は、翌年以降3年間繰越せる。

2 外国所得税額の繰越

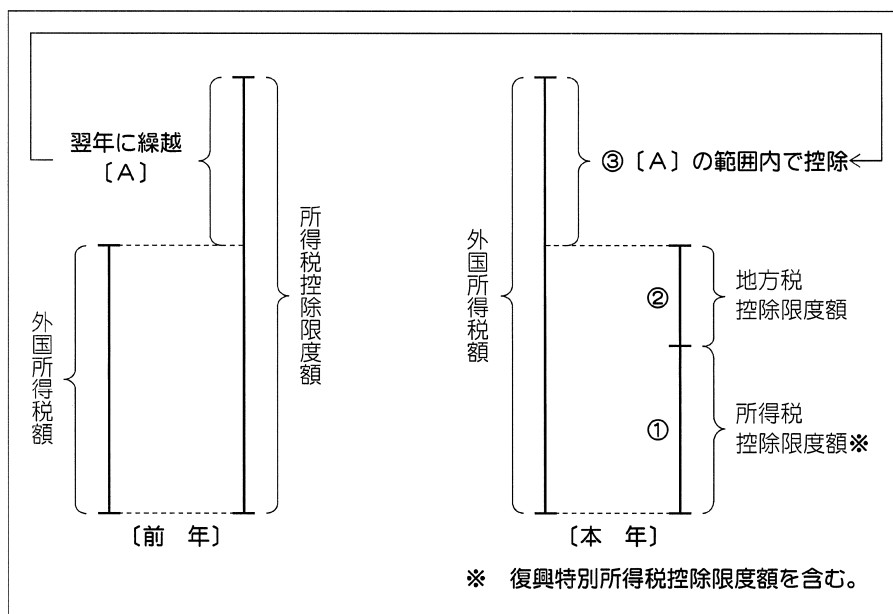
その年分の外国所得税額がその年分の控除限度額を超えるときは、その超える部分の金額（繰越外国所得税額）は、翌年以降3年間繰越せる。

4 還 付（法138）

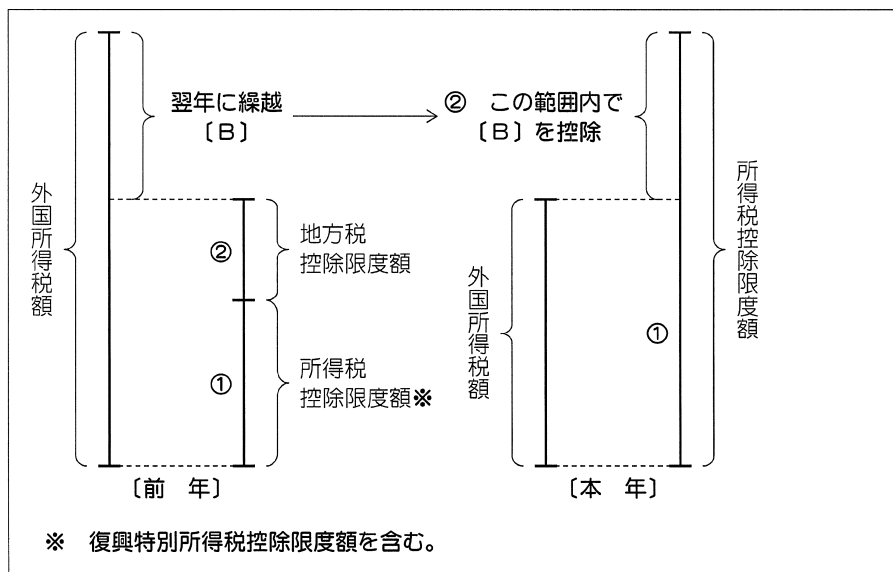
その年分の所得税額から控除しきれない外国税額控除額は、還付を受けることができる。

② 参 考 繰越控除

1 控除限度額の繰越



2 外国所得税額の繰越



TAC 税理士講座 速修コース・ベーシックコース

各種テスト 集計発表予定のご案内

TAC税理士講座では、実力テスト、上級演習等につき、入力された得点に基づいて集計を行い、上位者、得点分布、平均点等を定期的にTAC WEB SCHOOL上で公開します。

20年目標TAC WEB SCHOOLの1月～4月期の上位者・得点分布等の発表は、下記の日程で行います。

(注)ご利用にあたっては、マイページ登録(受講ガイドP9～P12参照)が必要となります。

簿記論	速修コース	
	財務諸表論	相続税法
実力テスト	第1回発表	第2回発表
No.1⑧	2/21(金)	3/17(火)
No.2⑧	3/20(金)	4/14(火)
No.3⑧	4/17(金)	5/12(火)
No.4⑧	5/22(金)	6/9(火)

実力テスト	速修コース	
	法人税法	所得税法
実力テスト	第1回発表	第2回発表
No.1⑨	2/7(金)	3/10(火)
No.2⑨	2/28(金)	3/31(火)
No.3⑨	3/20(金)	4/21(火)
No.4⑨	4/10(金)	5/12(火)
No.5⑨	5/2(土)	6/2(火)

(注)所得税法の成績発表は1回のみで、上記第2回発表の日程で行います。

実力テスト	速修コース	
	消費税法	
実力テスト	第1回発表	第2回発表
No.1④	2/7(金)	3/3(火)
No.2④	2/21(金)	3/17(火)
No.3④	3/6(金)	3/31(火)
No.4④	3/27(金)	4/14(火)
No.5④	4/10(金)	5/2(土)
No.7②	4/24(金)	5/19(火)
No.8②	5/9(土)	6/2(火)
No.8④	5/15(金)	6/9(火)

実力テスト	速修コース	
	酒税法	固定資産税 事業税 住民税 国税徴収法
実力テスト	第1回発表	第2回発表
No.1④	2/14(金)	3/24(火)
No.1⑧	3/13(金)	4/14(火)
No.2④	4/10(金)	5/12(火)
No.2⑧	5/15(金)	6/9(火)

(注)住民税の成績発表は1回のみで、上記第2回発表の日程で行います。

実力テスト	ベーシックコース	
	法人税法	所得税法
実力テスト	第1回発表	第2回発表
No.5⑧	2/21(金)	3/17(火)
No.6⑧	3/27(金)	4/14(火)
No.7⑥	4/17(金)	5/12(火)
No.8⑧	5/22(金)	6/9(火)

※1 成績上位者は会員番号で発表します。

※2 第1回発表は発表日の2週間前までに、第2回発表は日程表に記載した答案提出締切日までにTACに到着した答案を対象とします。

なお、郵便事情により、答案の到着が遅れた場合は発表の対象外となりますので、ご了承ください。

※3 個人別成績表への反映は、答案がTACに到着してから約1～2週間後です。上記発表とは反映時期が異なります。

※4 都合により、発表が予定日と前後することがあります。あらかじめご了承ください。

税 理 士 講義録	コース 講義等	ベーシック	科 目	所得税法	回 数	テキストNo.5 第8回
-----------	------------	-------	--------	------	--------	-----------------

配布物	★テスト類 : []	講 師	信澤 先生
	★その他の配布物1 : []		
	★その他の配布物2 : []		

黒 板 内 容

⑦ 外国税額控除額の還付 (P160)

所得税額 100, 外国所得税額 200 とする

<外国税額控除額>

① 外国所得税額 200

② 控除限度額

$$150 \times \frac{\text{国外所得総額}}{\text{合計所得金額}} + \text{繰越限度額 100}$$

最大で 150

③ 外国税額控除額 250

150

↓

200

↳ 還付になる

還付になることは通常+い

<次回ミニテスト対策>

トレーニング 5 問題 55, 56

" 3 問題 31, 35